

看護師特定行為研修修了看護師による特定行為の実施と包括同意について お願い

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書に準じて、特定行為研修を修了した看護師が実施する診療の補助行為です。厚生労働省が定める 38 行為で、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが実施可能であり、これを行う看護師を当院では特定看護師といいます。特定看護師が特定行為を実施するメリットは、常に患者さんの近くにいる看護師が医療チームの一員として、状態に応じて適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することにあります。

特定行為の実施につきましては、安全に十分配慮して行います。また、入院時及び外来で特定行為を実施する場合には、特定看護師が実施する旨を説明いたします。実施に同意いただけない場合であっても、治療上及び看護上の不利益を被ることはありませんし、同意後でもお断りいただけます。

特定看護師についてご相談がある場合は、本棟 1 階の患者支援室にございます、患者相談窓口にお申し出ください。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

当院では以下の特定行為を実施しています(38 行為)

- ・経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- ・侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- ・人工呼吸器からの離脱
- ・気管カニューレの交換
- ・一時的ペースメーカの操作及び管理
- ・一時的ペースメーカリードの抜去
- ・経皮的心肺補助装置の操作及び管理
- ・大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
- ・心嚢ドレーンの抜去
- ・低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
- ・胸腔ドレーンの抜去
- ・腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜去を含む）
- ・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- ・膀胱ろうカテーテルの交換
- ・中心静脈カテーテルの抜去
- ・末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
- ・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ・創傷に対する陰圧閉鎖療法
- ・創部ドレーンの抜去
- ・直接動脈穿刺法による採血
- ・橈骨動脈ラインの確保
- ・急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
- ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・脱水症状に対する輸液による補正
- ・感染兆候がある者に対する薬剤の臨時の投与
- ・インスリンの投与量の調整
- ・硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
- ・持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
- ・持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
- ・持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- ・持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
- ・持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
- ・抗けいれん剤の臨時の投与
- ・抗精神薬の臨時の投与
- ・抗不安薬の臨時の投与
- ・抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

*詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください

厚生労働省：特定行為に係る看護師の研修制度 | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

*特定行為に関するお問い合わせ先：患者相談窓口（本棟 1 階患者支援室）平日 9 時から 17 時